

議 会 報 告

令和 5 年第 1 回 峡南広域行政組合議会定例会

令和 5 年 3 月 2 3 日 開 会

— 審 議 内 容 及 び 件 数 —

- ・ 条 例 制 定 : 2 件
- ・ 条 例 改 正 : 4 件
- ・ 補 正 予 算 : 3 件
- ・ 当 初 予 算 : 3 件

条 例 改 正

- ・ 峡南広域行政組合個人情報保護法施行条例制定の件 【可決】

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）附則第 1 条第 7 号に掲げる規定の施行による個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の改正が行われ、標準的な規律が定められたことから、法の趣旨、目的及び関係規定に照らし、現行の峡南広域行政組合個人情報保護条例を廃止し、新たに本条例を制定する必要があるため本条を制定しました。

- ・ 峡南広域行政組合議会の個人情報保護に関する条例制定の件 【可決】

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）附則第 1 条第 7 号に掲げる規定の施行による個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の改正に伴い、条例の制定を行う必要があるため本条を制定しました。

条 例 改 正

- ・ 峡南広域行政組合職員定数条例中改正の件 【可決】

消防本部に勤務する職員、及び派遣職員の取扱等を明確にする必要があるため、本条例の一部を改正しました。

- ・ 峡南広域行政組合職員の定年等に関する条例中改正の件 【可決】

地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）の施行に伴い、峡南広域行政組合職員の定年の引上げ等について、所要の改正を行う必要があるため、本条例の一部を改正しました。

・地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件【可決】
地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)の施行に伴い、関係条例について、所要の改正を行う必要があるため、本条例の一部を改正しました。

・峡南広域行政組合特別会計設置条例中改正の件 【可決】
峡南広域行政組合峡南ふるさと市町村圏特別会計の廃止に伴い、所要の改正が必要となるため、本条例の一部を改正しました。

補 正 予 算

・令和4年度峡南広域行政組合一般会計補正予算(第4号) 【可決】
歳入歳出予算の総額にそれぞれ12,741,000円を減額し、予算総額を1,666,894,000円としました。

・令和4年度峡南広域行政組合介護保険特別会計補正予算(第4号) 【可決】
歳入歳出予算の総額にそれぞれ9,624,000円を減額し、予算総額を223,135,000円としました。

・令和4年度峡南広域行政組合峡南ふるさと市町村圏特別会計補正予算(第1号) 【可決】
歳入歳出予算の総額にそれぞれ115,000円を追加し、予算総額を7,255,000円としました。

当 初 予 算

・令和5年度峡南広域行政組合一般会計予算 【可決】
歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,872,503,000円としました。

・令和5年度峡南広域行政組合情報センター特別会計予算 【可決】
歳入歳出予算の総額をそれぞれ41,669,000円としました。

・令和5年度峡南広域行政組合介護保険特別会計予算 【可決】
歳入歳出予算の総額をそれぞれ217,466,000円としました。